

「農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

令和3年3月29日

【勧告先】農林水産省、経済産業省 【勧告日】平成31年3月29日 回答日（1回目）：令和元年10月11日～25日（改善状況は令和元年10月11日現在）
（2回目）：令和3年3月23日（改善状況は令和3年3月23日現在）

背景

- 農業従事者の高齢化・減少等の様々な課題を踏まえ、国は「強い農林水産業」等の実現のため、「**6次産業化の市場規模を2020年度に10兆円とする**」との目標（KPI）を設定し、6次産業化※の取組を推進

※ 6次産業化：一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組（農産物の加工、消費者への直接販売、海外への輸出等）

【参考】6次産業化の市場規模

H26年度：5.1兆円 → 28年度：6.3兆円 → 30年度：7.5兆円

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策のフォローアップ調査票（令和2年6月26日農林水産業・地域の活力創造本部）による。



※ 画像は政府広報オンラインから転載

ポイント

- 勧告時、農林漁業の6次産業化の推進に関する政策に関し、取組の更なる推進を図る観点から、
 - ① 総合化事業における売上高の達成状況等に係る分析の充実、分析結果の活用
 - ② 都道府県サポートセンター（SC）の未開設期間の縮小
 - ③ 農商工等連携事業に取り組む農林漁業者・中小企業者が抱える課題等の把握と関係機関間の共有等の6項目について改善を求めた。
- 現在、農林水産省・経済産業省では、
 - ① 優良事業体とその他の事業体の比較分析の結果を踏まえ、6次産業化プランナーによる事業者の伴走支援を開始
 - ② 予算配分額の早期確定等による都道府県SC開設の早期化
 - ③ 地方農政局・経済産業局共同で農商工等連携事業者へのヒアリング、会議による情報共有を行い、支援策を検討等の取組が進められており、**6項目全てで必要な対応が講じられている。**
- 詳細については次ページのとおり

1 総合化事業計画及び都道府県サポートセンター事業関係

【制度の概要】

- ① 農林水産大臣は、6次産業化事業（総合化事業※）の実施に当たり農林漁業者等が策定する「総合化事業計画」の認定を行い、当該認定を受けた農林漁業者等（認定総合化事業者）に対し、各種法律の特例等の対象とすることによる支援（融資の償還期限の延長等）を実施
※ 農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業
- ② 農林水産省は、6次産業化に関する相談窓口である6次産業化サポートセンター(SC)を東京(中央SC)とその他道府県(都道府県SC)に設置し、民間等の各種専門家である6次産業化プランナーを各農林漁業者に派遣するなどして、6次産業化に関する各種課題の解決を支援する事業を実施

主な勧告（調査結果）

認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、

- ① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、分析結果を今後の支援策に関する企画・立案に活用すること
(農林水産省)

<主な調査結果>

- ◆ 総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約3割
- ◆ 総合化事業の売上高規模により取組効果の発現状況に差異あり（規模の大きい事業者ほど、指標の達成率が高い傾向）

- ② 都道府県SCについては、農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細やかな支援が可能となるよう、空白期間（SCの未開設期間）の縮小を図ること
(農林水産省)

<主な調査結果>

- ◆ SC事業の前年度終了日から当年度開始日までの空白期間が生じたことにより、6次産業化プランナーが派遣できないなど、農林漁業者の求めている支援がしばらく中断するといった支障が生じている例あり
- ◆ SC事業開始の遅れは、SC予算配分に係る事務手続の遅延等、地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要することが主な原因

主な改善措置状況

- ① 総合化事業計画

【前回】

総合化事業の売上高規模別の指標達成状況の分析や、事業者が抱える課題の類型化等、更なる分析の充実を図り、より効果的な支援策を企画・立案予定

【今回】

優良事業者とその他の事業者の比較分析を実施。その結果を踏まえ、令和2年度から、以下のような事業者等への支援策を導入

- ・ 6次産業化プランナーが、経営改善に取り組む支援対象者の経営改善戦略の作成と実行に向けて伴走支援を実施
- ・ 中央SCのエグゼクティブプランナーが、6次産業化の事業拡大や発展に向けて伴走支援を実施

- ② 都道府県SC事業

【前回】

- ・ 都道府県への予算要望額の早期取りまとめ、予算配分額の内報の早期実施等を措置
- ・ 都道府県SC未開設期間中における、農林漁業者等からの問合せへの対応を都道府県に依頼

【今回】

- ・ **令和元年度以降、予算配分額の早期確定などの措置を実施**

⇒ 令和2年度当初（4月15日）までに19都道府県SCが事業を開始（H30：13都道府県）
また、H30と比べ、28都道府県SCにおいて、**平均10日間事業開始が早期化**
※ 都道府県SC事業の仕組みの変更により、一部事業開始の遅れあり

2 農工商等連携事業計画関係

【制度の概要】
 農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者・農林漁業者が経営向上・改善のために共同して行う農工商等連携事業について、農工商等連携促進法に基づく計画認定を行い、各種法律の特例等の対象とすることにより支援（信用保証の特例等）を実施

主な勧告（調査結果）

農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農工商等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築すること

（農林水産省・経済産業省）

① 農工商等連携事業に取り組む農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等
 （農林水産省）

② 農工商等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等
 （経済産業省）

<主な調査結果>

- ◆ アンケート調査の結果、農工商等連携事業者（農業者）において、①農林水産物の売上高、②付加価値額に係る目標を達成した者は2割未満
- ◆ 農林水産省、経済産業省等では、農工商等連携事業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分※

※（独）中小企業基盤整備機構が、フォローアップ支援を通じて、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ

主な改善措置状況

【前回】

- ・ 地方農政局において、本事業に取り組む全ての農林漁業者に年1回程度アンケート調査を行い、総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況等を把握予定（農林水産省）
- ・ （独）中小企業基盤整備機構において、本事業に取り組む全ての中小企業者に年1回程度アンケート調査を行い、付加価値額指標の進捗状況等を把握予定（経済産業省）
- ・ 農工商等連携事業者の取組状況について情報共有を行うため、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等で構成される「農工商等連携促進会議（仮称）」を地域ブロックごとに設置・開催予定（農林水産省・経済産業省）

【今回】

- ・ 上記アンケート調査により、地方農政局では、総売上高指標及び付加価値額指標の進捗状況について把握し、（独）中小企業基盤整備機構では、これまで把握していた総売上高指標の進捗状況等に加え、付加価値額指標の進捗状況を把握
- ・ 地方農政局と経済産業局は、アンケート調査結果を基に、令和2年11月～12月に、共同で農工商等連携事業者ヒアリングを実施し、事業者間の連携について、以下のような課題を把握
 - ・ 農業者の高齢化に伴い、原料の供給等事業の継続には人材の確保・育成が必要（農林漁業者）
 - ・ 新たに開発した品種は栽培が難しいため、事業の本格化に向けて原料生産の安定化が課題（中小企業者）
- ・ 上記アンケート調査や事業者ヒアリングで把握した情報や課題について、「農工商等連携促進会議」を開催し関係機関間で共有し、支援策を検討

表 指標等の把握状況の変化

	総売上高指標	付加価値額指標	課題・ニーズ等
中小企業者	△ → ○	× → ○	△ → ○
農林漁業者	△ → ○	× → ○	△ → ○

※ ○：指標把握、×：指標未把握、△：代表者となっている中小企業者又は農林漁業者の指標を把握

(参考) A-FIVE法に基づく取組

【制度の概要】

農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）は、A-FIVE法に基づき、6次産業化の推進のため、総合化事業計画の認定を受けた事業者に対して、直接出資やサブファンドを通じた間接出資等の出融資及び経営支援を実施

※ 出融資については、財政投融资特別会計及び民間企業からの出資金を原資とした農林漁業成長産業化ファンドを活用

なお、A-FIVEは、改善計画において、**令和3年度以降は新たな出資の決定は行わず**、令和7年度を目途に投資回収を終えることとしている。

主な勧告（調査結果）

農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、A-FIVEに対し、以下の検討を促すこと

（農林水産省）

- ① サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方
- ② 月次モニタリング報告等を通じたA-FIVE出資事業者に対するモニタリングの在り方

主な改善措置状況

【前回】

農林水産省は、勧告内容について検討を行うよう平成31年4月、A-FIVE宛てに通知を発出。A-FIVEは通知を踏まえ、以下の対応を実施

- i) 令和元年6月に出資案件の審査担当部署と出資決定後のモニタリング等実施部署の統合
- ii) 一部委任に関するサブファンドへの説明と意見聴取
- iii) 月次モニタリングに関し、銀行通帳の写しの徴求頻度を毎月から年1回決算月のみに変更

【今回】

- ・ **令和3年度以降は新たな出資の決定を行わないことを踏まえ、令和7年度までに事業の成長が見込まれる案件へ出資。**その結果、令和元年度に10件、2年度に2件のサブファンド案件を組成
- ・ **銀行通帳の写しの提出頻度の軽減**については取組を継続
- ・ 月次モニタリング報告の資料※について、緊急事態宣言の発出期間において徴求を猶予

※ 「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」

農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (2回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成28年12月～31年3月
- 2 調査対象機関 農林水産省、経済産業省

【勧告日及び勧告先】

平成31年3月29日 農林水産省、経済産業省

【回答年月日】

令和元年10月25日 農林水産省
令和元年10月11日 経済産業省
※改善状況は令和元年10月11日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

令和3年3月23日 農林水産省、経済産業省
※改善措置状況は令和3年3月23日現在

【調査の背景事情】

- 我が国の農林水産業・農山漁村の現場を取り巻く状況は厳しさを増しており、基幹的農業従事者の高齢化・減少、耕作放棄地の増加など様々な課題を抱えている。
- こうした状況を踏まえ、「日本再興戦略 - JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）では、「農林水産業を成長産業にする」とされ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定、30年11月27日改訂(注)）では、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を創り上げることとされており、これらを実現するための取組の一つとして6次産業化が推進されている。
(注) 最終改訂は、令和2年12月15日。
- 6次産業化の取組の推進に関しては、平成20年に中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）が施行されたことにより、いわゆる農商工連携の取組に係る支援スキームが整備された。また、その後、平成23年に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）が、25年に株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成24年法律第83号。以下「A-FIVE法」という。）が施行されたことにより、農林漁業者が主体となった6次産業化の取組を支援するスキームが整備された。
- 本政策評価は、国が本格的に6次産業化の取組の推進を図り始めてから一定の期間が経過したことを踏まえ、6次産業化の推進に関連する政策の効果の発現状況等を明らかにし、6次産業化の取組の更なる推進を図る観点から実施したものである。

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>1 総合化事業計画及び6次産業化都道府県サポートセンター事業関係 (勧告要旨)</p> <p>農林水産省は、農林漁業経営の改善を図る観点から、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総合化事業計画の終了時点における指標の達成状況の確認及びその原因・理由の分析の充実を図り、その分析結果を今後のフォローアップ調査やサポートセンター(注)事業などの支援策に関する企画・立案に活用すること。</p> <p>(注) 農林水産省が6次産業化に関する支援体制として設置する6次産業化中央サポートセンター(以下「中央SC」という。)及び6次産業化都道府県サポートセンター(以下「都道府県SC」という。)を指す(以下、これらを「SC」という)。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産大臣は、6次産業化事業(総合化事業(注))の実施に当たり農林漁業者等が策定する「総合化事業計画」の認定を行い、当該認定を受けた農林漁業者等(以下「認定総合化事業者」という。)に対し、各種法律の特例等の対象とすることによる支援(融資の償還期限の延長等)を実施</p> <p>(注) 農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図るため、自らの生産に係る農林水産物等を用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓や新たな販売方式の導入等を行うことにより農林漁業及び関連事業の総合化を行う事業</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 総合化事業計画の認定要件である、総合化事業の売上高及び経営全体の所得の指標をいずれも達成している事業者は約3割</p> <p>○ 総合化事業の売上高規模により取組効果の発現状況に差異あり(規模の大きい事業者ほど、指標の達成率が高い傾向)</p>	<p>→:「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒:「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→(農林水産省)</p> <p>総合化事業計画終了時点における指標の達成状況については、これまで地方農政局等によるフォローアップ調査(注1)を通じて確認し、個々の事業者の売上高、経常利益等について分析を実施し、その結果に基づき、必要に応じて、6次産業化プランナー(注2)の活用を促す等の対応を行ってきた。令和元年度から、フォローアップ調査を充実させるとともに、都道府県SC事業などの支援策をより効果的に企画・立案するため、フォローアップ調査の結果を基に、6次産業化事業による売上高規模別の指標の達成状況の分析、事業者が抱える課題の類型化等、更なる分析の充実を図ることとする。</p> <p>(注1) 総合化事業計画の実施状況を把握するため、地方農政局等が書面及びヒアリングで行う調査</p> <p>(注2) 農林水産物の生産・加工、商品開発、マーケティング、経営管理、関連する法律制度等に関する知識・経験を有する民間の専門家</p> <p>⇒ 農林水産省は、地方農政局等によるフォローアップ調査の結果を基に、従前の個々の事業者の分析に加えて、優良事業者(注3)とその他の事業者の利益の状況等を比較した分析を行った。</p> <p>当該分析の結果、事業者には経常利益の向上に課題がみられたことを踏まえ、認定総合化事業者等への効果的な支援を行うため、令和2年度の都道府県SC事業では、6次産業化プランナーが経常利益等の向上を目標とする経営改善に取り組む支援対象者の経営改善戦略の作成と実行を伴走支援する仕組みとした。</p> <p>さらに、都道府県SCに設置した地域支援検証委員会(注4)において重点支援対象者を決定した場合、必要に応じ、中央SCのエグゼクティブプランナー(注5)が地域経済の波及効果を生み出す6次産業化の事業拡大や発</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 都道府県SCについては、域内における農林漁業者のニーズに応じたできる限り切れ目のないきめ細かな支援が可能となるよう、空白期間の縮小を図ること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産省は、SCを東京（中央SC）とその他道府県（都道府県SC）に設置し、民間等の各種専門家である6次産業化プランナーを各農林漁業者に派遣するなどして、6次産業化に関する各種課題の解決を支援する事業を実施</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ SC事業の前年度終了日から当年度開始日までの空白期間が生じたことにより、6次産業化プランナーが派遣できないなど、農林漁業者の求めている支援がしばらく中断するといった支障が生じている例あり</p> <p>○ SC事業開始の遅れは、SC予算配分に係る事務手続の遅延等、地方農政局等と都道府県との事務手続に一定の期間を要することが主な原因</p>	<p>展に向けた伴走支援をする仕組みとしたなど、当該分析結果をより効果的な支援策の企画・立案に活用した。</p> <p>今後もこれらの取組を通じて、「総合化事業の売上高」及び「経営全体の所得」が増加するよう事業者の支援につなげていきたい。</p> <p>(注3) 総合化事業計画認定3年後に①6次産業化対象農産物の売上高、②経営全体の売上高、③営業利益、④経常利益のいずれの指標も増加している事業者</p> <p>(注4) 学識経験者等を委員とし、6次産業化プランナーによる支援対象者の決定等を行う組織</p> <p>(注5) 6次産業化プランナーの経験者の中から、6次産業化に関する専門的な知識経験が特に豊富で高度な指導能力を有するとして選定された者</p> <p>→（農林水産省）</p> <p>都道府県SC事業の空白期間は、年度当初の事業開始に関して、地方農政局等による予算配分額の内報や都道府県による事業実施計画の提出等の事務手続の遅延が主な原因であり、できるだけ早期に事業を開始することが、空白期間の縮小につながると考え、都道府県からの要望を速やかに集計するなど、予算配分額の早期確定を図るとともに、地方農政局等に対しては、予算配分額の内報の早期実施を指示し、都道府県に対しては、予算配分額の内報後の速やかな事業実施計画案の提出等を促すのと並行して、都道府県SCが設置されるまでの間における農林漁業者からの問合せに対して、従来は一部の都道府県が自主的に対応していたところ、全ての都道府県において対応するよう依頼した（「農山漁村6次産業化対策事業のうち『6次産業化都道府県サポート事業』における6次産業化都道府県サポートセンターの早期設置に向けた取組について」（平成31年1月30日付け30食産第4242号食料産業局産業連携課長通知）を发出）。</p> <p>以上の取組により、都道府県SCの早期の事業開始が実現し、4月15日までに事業を開始した都道府県SCは昨年度の13都道府県SCから、今年度は24都道府県SCに増加し、46都道府県SC中39都道府県SCにおいて昨年度と比較して平均11日間、事業開始の早期化が実現したが、引き続</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
	<p>き空白期間の縮小に向けて地方農政局等及び都道府県に対して指導等を行っていく。</p> <p>⇒ 農林水産省は、都道府県 SC の早期事業実施に向けて、予算配分額の早期確定など令和元年度の措置を継続した。令和 2 年度は、都道府県 SC 事業の仕組みの変更により、運営方針の策定が遅れ、事業開始が遅れた都道府県 SC があるものの、年度当初（4 月 15 日）までに事業を開始した都道府県 SC が平成 30 年度の 13 都道府県から 19 都道府県に増加し、また、平成 30 年度と比べ、28 都道府県 SC において、平均 10 日間事業開始が早期化した。</p> <p>さらに、6 次産業化サポート事業実施要領を改正し、6 次産業化に取り組む際の準備や支援制度、個別課題の相談先の紹介などの相談窓口を都道府県 SC に設置した。これにより、6 次産業化プランナー派遣の準備期間においても農林漁業者からの電話相談に応じられるようにするなど切れ目のないきめ細かな支援が可能となった。</p>
<p>2 A-FIVE 出資関係 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省は、農林漁業成長産業化ファンドにおいて収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「A-FIVE」という。）に対し、以下の検討を促す必要がある。</p> <p>① サブファンド運営法人（以下「GP」という。）による機動的かつ主体的な出資決定の実現に資するよう、サブファンドとの連携の強化を図ること及び案件組成審査の一部委任の促進等の案件組成審査の在り方</p> </div> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ A-FIVE は、A-FIVE 法に基づき、6 次産業化の推進のため、総合化事業計</p>	<p>→ (農林水産省)</p> <p>A-FIVE に対し、「農林漁業の 6 次産業化の推進に関する政策評価の結果（勧告）について」（平成 31 年 4 月 11 日付け 31 食産第 147 号食料産業局産業連携課長通知）を発出し、当該勧告内容について検討を行うよう通知した。</p> <p>当該通知を踏まえ、A-FIVE において以下の取組を行い、又は行う予定である。</p> <p>農林水産省としては、収益性を確保しつつ、投資に見合いかつ成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、必要な取組であると考えており、その進捗状況を随時フォローアップする。</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>画の認定を受けた事業者に対して、直接出資やサブファンドを通じた間接出資等の出融資(注)及び経営支援を実施</p> <p>(注) 出融資については、財政投融资特別会計及び民間企業からの出資金を原資とした農林漁業成長産業化ファンドを活用</p> <p>○ なお、農林水産省は、令和3年度以降はA-FIVEへの新たな出資は行わないこととしており(令和元年12月20日)、A-FIVEの改善計画において、令和7年度を目途に投資回収を終えることとしている。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 出資案件の組成審査に関して、サブファンドから審査の長期化を問題視する意見があるが、その原因についてサブファンドとA-FIVEとの間で認識の相違あり</p> <p>○ サブファンド運営法人による機動的かつ主体的な案件組成を実現する方法として、A-FIVEは案件組成審査の一部委任を挙げているが、サブファンドからは、事務負担が増えただけで、主体性等が増したわけではないとの意見あり</p>	<p>これまで業務上のやり取りを通じて把握していたサブファンドの意見には、出資案件の組成支援及び出資の同意に係る審査を担当する部署と出資決定後のモニタリングやサブファンド及びA-FIVE出資事業者に対し経営支援をする部署が異なり、意思疎通が図りづらいとあったところ、今回の勧告を受けて、令和元年6月にA-FIVEの組織の見直しを行い、両部署を統合することで、従前に比べ、サブファンドに対し案件組成から経営支援まで一貫した対応が可能となった。</p> <p>また、GPによる機動的かつ主体的な出資決定が実現されるよう、A-FIVEの第二期中期経営計画(平成29年度～31年度)において、案件組成審査の一部委任を実施することとし、一部のサブファンドに対し、案件組成審査の一部委任を行っていたが、30年10月からその対象を全サブファンドに拡大している。案件組成審査の一部委任については、従前より個別のサブファンドに対してその趣旨の説明等を行っていたが、今後も、A-FIVEとサブファンドとの間の認識の一致をより図っていくため、案件組成審査の一部委任に関して、意見聴取等のフォローアップを実施する。</p> <p>このほか、収益性を確保しつつ、投資に見合い成長の見込まれる出資案件組成の促進を図る観点から、令和元年7月から、投融资検討会(注)における事業計画の精査段階において、政策性、収益性等の精査に加え、新たに事業計画のリスク分析結果も参考とすることとした。これにより、多角的な観点からの案件組成審査が可能となった。</p> <p>(注) 議長(取締役社長)が招集して開催し(週1回程度)、最終意思決定機関である農林漁業成長産業化委員会への付議又は報告事項の審議等を実施。報告等を受けた農林漁業成長産業化委員会は、事業者への経営支援の在り方等について、担当部署に指示を行う。</p> <p>⇒ サブファンドによる機動的かつ主体的な出資決定が促進されるよう、案件組成の機会において、サブファンドに対する案件組成審査の一部委任の説明や意見聴取等に加え、サブファンドに対し、令和元年12月に通知を</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 月次モニタリング報告等を通じた A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングの在り方</p> <p>(説明)</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 財政制度等審議会からは、出資先事業者へのモニタリングの適切な実施等を求められている一方、サブファンドからは月次モニタリング報告(注)等の資料作成に係る事務負担が出資案件組成を阻害している等の意見あり</p> <p>(注) A-FIVE が出資した事業者に対し、その経営状況を把握するためにサブファンドを通じて求める報告であり、報告資料には、財務諸表や銀行通帳の写し等がある。</p>	<p>発出し、3 年度以降は新たな出資の決定を行わないとの認識を共有し、7 年度までに事業の成長が見込まれる案件への出資を図った(注)。</p> <p>その結果、令和元年度に 10 件、2 年度に 2 件のサブファンド案件の組成につながった。</p> <p>(注) A-FIVE は、改善計画において、令和 7 年度を目途に投資回収を終えることとしている。</p> <p>→ (農林水産省)</p> <p>モニタリングの在り方については、その実効性を確保しつつ、A-FIVE、サブファンド及び A-FIVE 出資事業者のそれぞれが、必要最小限の負担でモニタリングが可能となるよう、まず、毎月徴求していた「各月末における出資先名義の全ての金融機関口座の残高が記載された書面(通帳等)」は、別のモニタリング資料で代替しても支障が起こる蓋然性は低いと判断し、令和元年 8 月から、決算月のみ徴求するように変更することとし、サブファンドに対してその旨を通知した。</p> <p>また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」の徴求頻度等について、引き続き検討しているほか、モニタリングの実効性を確保しつつ、サブファンド等の負担軽減等につながるものはないか随時モニタリングの在り方を見直していく。</p> <p>なお、「取締役会議事録」については、A-FIVE 出資事業者の経営に係る各種の意思決定を記録するものであり、モニタリングを行う上で不可欠であることに加え、議事録の作成・保管は会社法(平成 17 年法律第 86 号)上も義務付けられており、その徴求に係る負担は少ないと考えられることから、徴求頻度の緩和等は行わないこととした。</p> <p>(参考) 近年のサブファンドによる間接出資の件数及び金額 平成 27 年度上半期：17 件(10 億円)、下半期：18 件(13 億円) 平成 28 年度上半期：12 件(3 億円)、下半期：8 件(7 億円) 平成 29 年度上半期：8 件(4 億円)、下半期：6 件(8 億円)</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
	<p>平成 30 年度上半期： 2 件（ 2 億円）、下半期： 4 件（ 2 億円） 令和元年度上半期： 4 件（ 2 億円） （注 1） 平成 27 年度下半期は A-FIVE との共同出資を含む。 （注 2） 各実績の時点は出資決定時である。</p> <p>⇒ A-FIVE 出資事業者に対するモニタリングについて、令和元年 8 月以降、通帳等の写しの徴求頻度を毎月から年 1 回決算月のみに変更することで A-FIVE 出資事業者の負担を軽減しており、このことが業務上、支障を起していないと確認できたことから、取組を継続していく。</p> <p>また、「月次の合計残高試算表及び月次資金繰表」及び「予算と実績の差異に関する報告書」については、令和 2 年及び 3 年の緊急事態宣言の発出期間において徴求を猶予したが、徴求頻度の変更については、業務上支障を来す可能性も考慮し、慎重に検討していく。</p> <p>今後も、モニタリングの在り方について、サブファンド等との意見聴取等を行い、更なる負担軽減について随時見直しを行っていく。</p>
<p>3 農商工等連携事業計画関係 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農林水産省及び経済産業省は、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上を図る観点から、農商工等連携事業の効果を把握・分析し、効果的な支援を行うため、以下に係る情報について、それぞれ定期的に把握した上で、関係機関が共有する仕組みを検討し、構築する必要がある。</p> <p>① 農林水産省は、農商工等連携事業に取り組む農林漁業者の経営指標（注）の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等</p> </div> <p>（注） 付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計）及び売上高に関する指標を指す（以下、これらの指標をそれぞれ「付加価値額指標」及び「総売上高指標」という。）。</p>	<p>→（農林水産省）</p> <p>農商工等連携事業に取り組む農林漁業者における当該事業の取組効果を把握・分析するため、令和元年度から、農商工等連携事業に取り組む全農林漁業者に対して年に 1 回程度アンケート調査を地方農政局等において実施し、当該アンケートを通じて、経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等について把握することとした（令和元年度は 9 月にアンケート調査を実施）。</p> <p>また、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うための体制として、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「農商工等連携促進会議（仮称）」を地域ブロックごとに設置・開催する予定である。</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 農林水産大臣、経済産業大臣等は、中小企業者・農林漁業者が経営向上・改善のために共同して行う農商工等連携事業について、農商工等連携促進法に基づく計画認定を行い、各種法律の特例等の対象とすることにより支援（信用保証の特例等）を実施</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 当省のアンケート調査の結果、農商工等連携事業計画の認定を受けた事業者（以下「農商工等連携事業者」という。）である農林漁業者において、①農林水産物の売上高、②付加価値額に係る目標を達成した者は2割未満</p> <p>○ 農林水産省、経済産業省等では、農商工等連携事業者の経営指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズ等の把握・情報共有が不十分(注)</p> <p>(注) (独)中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が、フォローアップ支援を通じて、総売上高指標、抱える課題、支援ニーズ等を定期的に代表者（主に中小企業者）から把握しているが、情報共有先は経済産業省のみ</p>	<p>⇒（農林水産省）</p> <p>1. 情報収集・課題把握</p> <p>令和元年度に地方農政局等において実施したアンケート調査により、農商工等連携事業に取り組む全農林漁業者の総売上高指標及び付加価値額指標の状況、農林漁業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。</p> <p>＜主な課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産関係 天候や災害の影響による収穫量の減少や品質の低下など ・ 販売関係 販路の確保やPR・情報発信力の強化など ・ その他 農林漁業者と中小企業者の連携体制の強化 <p>令和2年11月から12月にかけて、アンケート調査結果を基に、地方農政局と経済産業局が共同で農商工等連携事業者に農商工等連携事業計画についてヒアリングを行った。</p> <p>ヒアリングを実施した10計画、3計画において「原料生産・供給の安定化が課題」と、2計画において「第三者機関の関与が必要」としていた。</p> <p>具体的には、連携先事業者との関係について、農林漁業者からは、「農業者の高齢化に伴い、原料の供給等事業の継続には人材の確保・育成が必要」、中小企業者からは、「新たに開発した品種は栽培が難しいため、事業の本格化に向けて原料生産の安定化が課題」等、連携に関する意見が挙げられた。</p> <p>2. 情報共有</p> <p>令和2年3月6日に「農商工等連携促進会議」（各地域ブロックの農商</p>

勧告事項	各省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 経済産業省は、農商工等連携事業に取り組む中小企業者等に関して、現在おおむね把握している総売上高指標の進捗状況、抱える課題、支援ニーズに加え、付加価値額指標の進捗状況等</p>	<p>工等連携促進会議の関係機関を集めた全体会議)を開催し、農商工等連携事業者へのアンケート結果の共有や、各地域における来年度以降の会議の進め方について議論を行った。</p> <p>また、令和2年度から「農商工等連携促進会議」(地方農政局、経済産業局等で構成)を地域ブロックごとに開催し、1.で把握した情報や課題について共有を行った。</p> <p>今後もこうした情報共有を継続しつつ、共有された情報も活用しながら、地方農政局や経済産業局を始めとした関係機関が連携して、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上のために支援を行っていく。</p> <p>→ (経済産業省)</p> <p>これまで、中小機構が実施するフォローアップ調査を通じて、農商工等連携事業者のうち代表者の総売上高指標の進捗状況、抱える課題等を把握していた。</p> <p>令和元年度からは、農商工等連携事業に取り組む中小企業者における当該事業の効果をより詳細に把握・分析するため、年に1回程度アンケート調査を中小機構において実施し、当該アンケートを通じて、共同申請者を含む農商工等連携事業に取り組む全中小企業者の総売上高指標の進捗状況等に加え、付加価値額指標の進捗状況等についても把握することとした(令和元年度は9月にアンケート調査を実施)。</p> <p>また、農商工等連携事業者の取組状況について、関係機関間で情報共有を行うための体制として、令和元年度中に、経済産業局・地方農政局等の関係機関で構成される「農商工等連携促進会議(仮称)」を地域ブロックごとに設置・開催する予定である。</p> <p>⇒ (経済産業省)</p> <p>1. 情報収集・課題把握</p> <p>令和元年度に中小機構において実施したアンケート調査により、農商工等連携事業に取り組む全中小企業者の総売上高指標に加え、付加価値額指</p>

勸告事項	各省が講じた改善措置状況
	<p>標の状況、中小企業者の抱える課題について把握することができた。具体的には以下の課題を確認できた。</p> <p><主な課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農商工等連携事業における出口となる「マーケティング・販路開拓」や「人材の確保」 <p>令和2年11月から12月にかけて、アンケート調査結果を基に、地方農政局と経済産業局が共同で農商工等連携事業者に農商工等連携事業計画についてヒアリングを行った。</p> <p>ヒアリングを実施した10計画、3計画において「原料生産・供給の安定化が課題」と、2計画において「第三者機関の関与が必要」としていた。</p> <p>具体的には、連携先事業者との関係について、農林漁業者からは、「農業者の高齢化に伴い、原料の供給等事業の継続には人材の確保・育成が必要」、中小企業者からは、「新たに開発した品種は栽培が難しいため、事業の本格化に向けて原料生産の安定化が課題」等、連携に関する意見が挙げられた。</p> <p>2. 情報共有</p> <p>令和2年3月6日に「農商工等連携促進会議」（各地域ブロックの農商工等連携促進会議の関係機関を集めた全体会議）を開催し、農商工等連携事業者へのアンケート結果の共有や、各地域における来年度以降の会議の進め方について議論を行った。</p> <p>また、令和2年度から「農商工等連携促進会議」（地方農政局、経済産業局等で構成）を地域ブロックごとに開催し、1.で把握した情報や課題について共有を行った。</p> <p>今後もこうした情報共有を継続しつつ、共有された情報も活用しながら、地方農政局や経済産業局を始めとした関係機関が連携して、農林漁業者の経営改善及び中小企業者の経営の向上のために支援を行っていく。</p>